

令和7年度 都留市 学校教育の指針

令和7年4月1日

本指針は、令和7年度山梨県学校教育指導指針を踏まえ、都留市教育大綱・教育振興基本計画に基づく、本市の各学校における学校教育での特に重点的に取り組むべき内容を示し、教育活動の充実につなげていくことを目的とする。

1. 確かな学力と自立した学習者の育成

- ①子供主体の授業への教育観の転換を図り、各教科の見方・考え方を働かせた授業を通して、育成すべき資質・能力の定着・向上を図る。(基本目標2, 基本方針3(1))
- ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。(基本目標2, 基本方針3(2)(5))
- ③各教科の授業において、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者などの専門家や関係団体と協力するとともに、教科等横断的な学習や探究的な学習活動・体験的な学習活動を通して、学びの質を高める。(基本目標2, 基本方針4(3)・基本方針3(6))
- ④外国語教育において、「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の4技能5領域の活動を着実に実施し、コミュニケーション能力を育成する。(基本目標1, 基本方針2(1))

2. 誰一人取り残さない、安全で安心な教育の推進

- ①多様な学びの機会の充実と、インターナショナルセーフスクール（ISS）の理念に基づく、より安全に安心して学ぶことができる教育環境づくりを推進する。
(基本目標2, 基本方針5(1))
- ②一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、個々の状況に応じた学びの実現を図る。
(基本目標2, 基本方針5(6))
- ③「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、学校や学校以外の相談窓口について児童生徒や保護者へ周知する等、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。(基本目標2, 基本方針5(5))
- ④不登校を未然に防止するため、保護者、地域、学校、市等が緊密に連携し、きめ細かい実態調査等を行うとともに、不登校児童生徒への適切な支援体制を構築し、相談体制を拡充する。(基本目標2, 基本方針5(4)(8))
- ⑤すべての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支えるように働きかける「発達支持的生徒指導」を進め、課題未然防止に努めるとともに、魅力ある学校・学級づくりを推進する。(基本目標2, 基本方針5(4))

3. 家庭・地域・高等教育機関等と連携した教育の推進

- ① 学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を計画的に導入・運営し、学校を核とした人づくり・地域づくりを推進する。（基本目標 2，基本方針 6(1)）
- ② 校内研究会に大学教授等を招聘するなど、都留文科大学が持つ教育に関する知見を有効に活用し、教育研究や連携を推進する。（基本目標 1，基本方針 1(2)）
- ③ 高等教育機関等や地域の企業などと連携・協力し、出前講座や児童生徒の訪問を通して、質の高い教育の提供とキャリア教育の充実を図る。
（基本目標 1，基本方針 1(3)・基本方針 2(3)）
- ④ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた「幼保小の架け橋プログラム」の取組を推進する。（基本目標 1，基本方針 1(4)）
- ⑤ 運動習慣や睡眠といった生活習慣の改善を促進し、心身の健やかな成長と体力の向上を図るため、学校・家庭・地域の連携による、学校保健等の充実に努める。
（基本目標 3，基本方針 9(1)）

4. 教育 DX と働き方改革の推進

- ① 1 人 1 台端末等の ICT 機器を、児童生徒が必要な時に必要な場面で選択・活用するなど ICT 環境を適切に整え、利活用を促進する。（基本目標 2，基本方針 3(8)）
- ② デジタル教科書やドリル教材等を活用し、個々の児童生徒の学習状況に応じた学習の推進を図る。（基本目標 2，基本方針 3(8)）
- ③ 携帯電話、スマートフォン、タブレットなどの情報端末における SNS 使用上の新しい形のいじめに対しても未然防止に向け、保護者を含めた学習を徹底するとともに、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりなど、情報モラルを身に付ける取組を推進する。（基本目標 2，基本方針 4(5)）
- ④ 業務の効率化・適正化に向けて、ICT 環境の整備や活用により、教育現場における DX を始めとする働き方改革を積極的に推進する。（基本目標 2，基本方針 7(2)）
- ⑤ 多様な専門性を持つ人材やサポートスタッフ等と効果的な連携・業務分担の明確化を図りながら、チーム学校を実現するための体制構築に取り組む。
（基本目標 2，基本方針 7(1)）
- ⑥ 各学校において、会議の見直し、業務の効率化、学校行事や部活動指導員の配置による部活動の負担軽減、校内組織の見直し、地域人材活用等の学校の働き方改革について計画的な取組を推進し、教員が教材研究等に注力できる環境と子供と向き合うための時間の確保に努める。（基本目標 2，基本方針 7(4)）